証明書発行業務の見直しに向けた意見交換会

令和元年12月22日資料

市役所や出張所で発行している住民票等の取得方法は様々あります。

住民票は全国の市町村でも取得できるほか、戸籍関係の書類も郵便申請や代理申請などで取得することができます。さらに、マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニでも住民票や印鑑証明が取得できます。

1 住民票等の現在の取得方法

場所・方法	取得できる時間		平日		土・目		1
物別・別仏	水母でるの4年	住	印	戸	住	印	戸
1. 市役所市民課	平日8:30~17:15	0	0	0	_	_	_
2. 出張所	下記2の時間帯	0	0	0	\bigcirc	0	_
3.全国の市町村 (広域交付住民票)	平日9:00~17:00	0	_	_	_	_	_
4. コンビニ	毎日 6:30~23:00 ※マイナンバーカード取得者のみ	0	0		0	0	_
5.代理申請	市役所・出張所の開所時間	0	0	0	0	0	_
6.郵便申請	随時	\circ	0	0	\bigcirc	—	\circ

【広域交付】全国市町村窓口で交付(本籍表示不可)※本人の運転免許証等が必要 【コンビニ】マルチコピー機で取得可(申請書不要)

【代理申請】委任状が必要。ただし、次の場合、委任状は不要

ア 住民票 同一世帯の方が申請する場合

イ 印鑑証明 印鑑登録証を持参した場合

ウ 戸籍 同一戸籍又は直系親族の方が申請する場合

【郵便申請】本籍地又は住所地の市役所に次の書類を送付することで取得可

①申請書、②本人確認書類の写し、③返信用封筒、④切手、⑤手数料 ※手数料は、郵便局で売っている定額小為替を同封

住民票	印鑑証明	戸籍謄抄本	改製原・除籍謄本
300円	300円	450円	750円

[※]広域交付及び白井市以外の市町村への郵便請求は各自治体の定める金額

2 現在の出張所開所日及び開所時間

●開所日(年末年始・祝日除く)午前8時30分~午後5時15分

	月	火	水	木	金	土	目
西白井出張所			•		•		•
桜台出張所	休館日		•		•		•
白井駅前出張所		•		•		•	
富士出張所		•		•		•	
公民センター	•	•	•	•	•		

※ただし、公民センター以外は、午後1時から午後2時まで発行不可

3 出張所の経費及び発行状況

出張所に係る経費は、各出張所に1人ずつ配置している再任用職員等の人件費及び証明書を発行するためのパソコン・プリンター・ファックス等の機器賃借料等で、年間約2千万円の経費を支出しています。

平成30年度の市内5箇所での発行枚数の合計は10,437枚、1枚当たり約2千円のコストがかかっている状況です。

(平成30年度)

	西白井	駅前	桜台	富士	公民	合計
発行枚数	4, 223	1,622	1, 988	2, 290	314	10, 437
1日平均	28. 3	11.0	13. 3	15. 5	1. 3	13. 9

市役所
47, 791
195. 9

総交付枚数	1日平均交付枚数	1通(300円)当たりのコスト
10,437枚	13.9件	約2千円(市負担額1,700円)

4 発行業務を委託できる範囲

住民基本台帳関係の事務等に係る窓口業務については、地方公務員法の適用を受ける市町村職員が自ら行う必要があります。

なお、市町村職員が常に所在している適切な管理下であれば、委託できる こととされています。

5 マイナンバーに関する国の動き

国の閣議決定で、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを 保有していることを想定し、来年度に消費活性化策としてポイント還元の実 施、再来年度には健康保険証としての利用開始が予定されています。

今後、マイナンバーカードによるコンビニ交付の促進が見込まれるため、 証明書発行業務の見直しを検討する必要があります。

平成28年	・2月からマイナンバーカードの交付開始(白井市)
平成29年	・国・自治体間でマイナンバーを活用した情報連携開始
	・申請手続等で、住民票等の書類が一部省略可能となる。
令和元年	・閣議決定(6月)、令和4年度中にほとんどの住民がマイナン
	バーカードを保有していることを想定した方針が示される。
	・本年度中に公務員がカードを先行取得する方針が示される。
令和2年	・消費活性化策としてポイント還元の実施(9月~)
令和3年	・マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始(3月~)

見直し案

1 スケジュール

平成 31 (2019) 年度	令和2年4月から	令和3年4月から	令和 4 (2022) 年度
$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$	開所時間の変更	全出張所の発行	業務の廃止

2 出張所開所時間の変更

(例1)午前・午後いずれかの時間帯に開所する場合

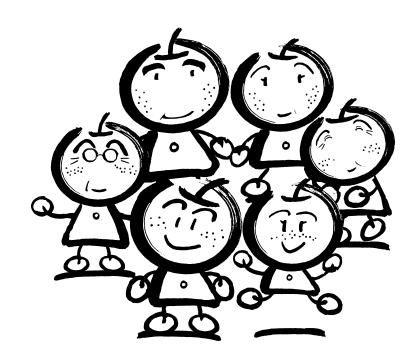
	月	火	水	木	金	土	日
西白井 出張所			◎午前		☆午後		◎午前
桜台 出張所			☆午後		◎午前		☆午後
白井駅前 出張所	休館日	☆午後		◎午前		☆午後	
富士 出張所		◎午前		☆午後		◎午前	
公民 センター	● 1 日						

(例2) 開所日は変えず午前中のみ開所する場合

	月	火	水	木	金	土	目
西白井			0		0		0
出張所			午前		午前		午前
桜台			0		0		0
出張所			午前		午前		午前
白井駅前	休館日	0		0		0	
出張所		午前		午前		午前	
富士		0		0		0	
出張所		午前		午前		午前	
公民	•	•	•	•	•		
公民 センター	1日	1 日	1 日	1 日	1日		

(例3) 土日は1日開所し、平日の開所時間を縮小する場合

	月	火	水	木	金	土	目
西白井 出張所	,		◎午前				● 1 目
桜台 出張所			☆午後				● 1 日
白井駅前 出張所	休館日	☆午後				● 1 目	
富士 出張所		◎午前				● 1 日	
公民 センター	● 1 日						



白井市

市民環境経済部 市民課 市民班 TEL:047-401-3846